

令和6年第7回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月8日(月) 午後2時30分～午後4時30分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第32号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第33号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第34号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第35号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第36号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	池部 克

振興係職員
浜玉分室職員
相知分室職員
肥前分室職員
鎮西分室職員
七山分室職員

山下 綾菜
小楠 裕美
徳島 千恵
水田 逸誠
佐々木 貴浩
藤江 博文

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長挨拶) それではただいまより令和6年第7回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号12番山添明委員、議席番号13番袈裟丸一彦委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について8件、議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について14件、議案第35号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について11件、議案第36号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について9件、計44件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名および申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、

内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第32号から第36号までの議案44件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案集の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は666平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、令和6年9月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物、水路新設申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、

北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側の新設側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 はい。3番の白津です。7月の4日の日に東部調査会で調査をいたしました。現地は〇〇〇〇〇のすぐ南側ということで、隣も2年前ぐらいに宅地分譲され、宅地化が進んだ場所です。問題はないだろうということで調査会では結論を出しました。審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は合計で 5, 8 5 0 平方メートルのうち 2, 8 7 9 平方メートルです。現況は、ハウス施設用地となっております。目的は、集出荷場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は借入金および助成金で、政策金融機関の公庫資金の融資見込み、その他は産地生産基盤パワーアップ事業の助成金採択見込みです。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部ハウスの駐車場に使用されていたことに対して始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、土地改良区の意見書、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 3 0 センチの盛土を施し、整地し、土留めを行い、北および西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設雨水枥を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も敷地内に埋設

する新設排水管を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 2 番となっております。

整理番号 2 番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

大場將夫委員 5 番の大場です。7 月 4 日に東部調査会で現地調査を行いました。ここは野菜作りを大規模に法人化している所で、今後の事業拡大のために、自宅周辺の農地を転用したいということです。今後の農業経営の発展のためにやむを得ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で67平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、市有財産譲渡申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のままで砕石敷きにして利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西南側の既存用悪水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

大場將夫委員 5番の大場です。7月4日にここも現地調査を行いました
が、ここは〇〇〇〇さんの現在駐車場として使われている所で、
駐車場と河川の管理道路の間でもう荒れている元〇〇畑
だった所と思います。ここはもう管理もされていないよう
でしたので、駐車場としてきちんと管理されたほうが今後
のためにもよいと思いますので、どうぞよろしくお願いま
す。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決
しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明しま
す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議
案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、424平方
メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、
宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由およ
び施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置

等については、資料図の 10 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘調査の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 49 センチの盛土、73 センチの切土を施して整地し、北側はコンクリートブロックを新設、西側は既存石積、南、東側は既存コンクリートブロックを改修して土留めを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側の道路側溝へ放流させる計画です。汚水は建築時に排水設備を新設して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

土木委員長、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員

はい。17番吉田です。ここの土地はもう長い間草刈りす

るぐらいで何も手入れはされておられません。周りには農地もありません。中部調査会では問題ないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 4 筆、面積は合計で 2, 2 1 8 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、店舗、コンビニエンスストアです。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。行政関係の手続きについて、開発協議、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物、水路占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大65センチの盛土および20センチの切土を行い、整地し、東西にはコンクリートブロックおよびメッシュフェンスを新設、北、南側には縁石を設置し、北および南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および敷地内に横断側溝を新設、敷地を縦断する水路および南東側水路側溝へ放流させ、汚水は南東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 15番宮崎です。中部調査会において7月3日に現地確認を行いました。現場は〇〇〇〇〇〇から500メートルぐらい北に行った所です。ほとんど住宅地付近で、何も問題はないだろうということになりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 3 7 平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに平成 2 7 年頃から隣接する〇〇〇の駐車場として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで〇〇〇の駐車場として今後も同様に利用され、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下

浸透および越流分は北側の既存水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 14番河上です。7月5日の日に現地確認をいたしました。もう既に駐車場として使用中ですので、もうバラスも敷いて、ほかに転用のできないような状態になっておりますので報告いたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議

案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は５１３平方メートルです。現況は、一部耕作されております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１９ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２０ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２１ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側の既存の道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号７番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いしま

	す。
井手創一委員	4 番の井手です。今月 3 日に南部調査会で現地確認をいたしました。申請地の周辺は昔からの住居地域であり、問題はないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は、合計で 2, 7 7 1 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 4 ページのとおりです。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書

が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大10.7メートルの盛土を施し、整地し、南側には緑地を整備、法面保護を行い、北西側の旅館敷地道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の旅館敷地内道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防除の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。この土地は図を見てわかると思いますが、法面がとにかく広いです。この斜面について心配をしましたが、下は道路があつて、道路より下も本人の土地であるということで、問題なかろうと思っております。あとは皆さんのご判断でよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、議案第３３号農地法第４条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は３９９平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸テナントです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２５ページから２７ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北、西側にはコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用し、南側道路から出入口

とする計画です。排水について、雨水は雨水枡など、敷地内に新設する排水設備を介して南側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。これがすみません。調査会に送った時に用途区域で出していましたが、用途区域ではないことが判明しまして、高速インターから300メートル未満の立地基準、該当事項で、3番に該当することにしております。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 はい。18番堤です。7月4日に東部調査会で現地調査に行きました。周りはすべて宅地になっており、何ら問題はないように思われました。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(曲淵委員「はい。」)
はい。曲淵委員。

曲淵俊之委員 9番曲淵です。施設配置図、27ページの図を見て、敷地の南側に道路が通っているようですが、ちょうど真ん中の所が一番狭くなっていて、3.6メートルとあります。4メー

	ター以上道路がないとこういう申請はできないのではないで しょうか。確認をお願いします。
議長	はい。事務局。
農地係・槻木	はい。道路の幅員が4メートル未満の場合は、道路中心よ り2メートルの後退が必要というところで、セットバックし て2メートル以上道路を広げられているということが確認で きましたので、申請を受け付けました。
曲淵俊之委員	はい。わかりました。
議長	よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑ございませんでし ょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し ました。次に議案集4ページ、整理番号2番を議題とします。 それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで す。地目は畑1筆、面積は567平方メートルです。現況は、 山林になっております。目的は、植林です。申請の理由およ び施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置 および隣接地の地目等については、資料図の28ページから

30ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可があることを知らずに平成元年3月頃、スギ、ヒノキを植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 はい。14番河上です。7月5日に南部調査会として現地を確認いたしました。ここは鉾害復旧の田んぼがありますけれども、もう既に荒れていて、該当する土地も藪を払わないと行けないような状況でして、木も育っております。以上報告をいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 5 ページ、議案第 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から議案集 7 ページ、整理番号 1 3 番までを議題とします。この 1 3 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書 5 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が 1 2 件、使用貸借権に関する案件が 1 件の合計 1 3 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 7 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ここで整理番号 1 番、2 番について補足説明をいたします。法人が農地の権利を取得しようとする時は、農地所有適格法人として農地を所有するに値する要件を満たして農地の権利設定を行う方法と、いつでも解除できるという条件を基に賃借権を設定する方法があります。農地の所有にはいくつか例外があり、例えば学校法人であれば教育実習用の農場であるとか、医療法人や社会福祉法人であればリハビリテーションや入所者用に供するためなどの理由で、そこで出た農作物を

	売却し、流通ラインに載せることなど、営利を目的とせずに農地を取得する場合には、例外規定に該当して農地の所有が認められるということになっております。以上で説明を終わります。
議長	それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。 【議案確認】 本案について質疑や異議はございませんか。（曲淵委員「はい。」）はい。曲淵委員。
曲淵俊之委員	番号9番、1, 299平米の農地を取得するとありますが、譲受人さんは農業の経営面積が0となっています。同じく番号12番、面積2, 219平米、〇〇〇〇さんも経営面積0で空き家付き農地ということになっていますが、これは取得する農地に制限はないのですか。畑の1反も2反もあるのは少し広すぎるような気もしまして、何か制限等はあるのか確認をお伺いします。
議長	はい。事務局。
農地係・橋本	ご説明いたします。先ほど委員からご指摘いただいたこの2件につきましては、空き家付き農地で移住をしてこられるようなかたちで取得をされるのですけれども、そこに農地の大きさに制限があるかということですが、制限自体は面積が大きいからという制限はないのですが、ただ、あまりにも広すぎると、その方が本当にしきるかというところの要件がありますので、そこで持っている機械とか、何を作るのか一応判断して、案件に上げております。おっしゃるとおり、

広すぎるとかもいろいろあるかとは思いますが、まずはその取得された面積の一部からでも耕作をしていただくようなかたちになっておりまして、いきなりいっぺんにというところのどこまでされるかというところがあります。だいたいこういう所は荒れかかっている所がほとんどなので、いわば荒れるよりかは移住してこられて耕作してもらったほうが農地としていいというようなところもちょっと含んでいるようなものになっております。以上となりますが、このような回答でよろしかったでしょうか。

曲淵俊之委員
議長

はい。わかりました。

はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 7 ページ、整理番号 14 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 5 番、大場将夫委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって大場委員の退席を求めます。

【大場委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書 7 ページをご覧ください。この案件についま

しては、所有権の移転に関する案件でございます。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手持ちの調査書7ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第1項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで大場委員の入室を許可します。

【大場委員入室】

大場委員にお知らせします。整理番号14番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせします。ここでしばらく休憩をしたいと思います。15時45分に再開いたします。

~~~~~○~~~~~

15時35分 休憩

15時45分 再開

~~~~~○~~~~~

それではお揃いのようにございますので、会議を再開いた

します。議案集 8 ページ、議案第 35 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）、整理番号 1 番および 2 番を議題とします。この 2 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明いたします。作成要請となっておりますものは、農業委員会が所有者や担い手耕作者からの申請を受け付けたものとなります。利用関係の調整を行い、所有権移転や利用権設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるよう、市に対して要請を行います。作成要請の議案、所有権分の整理番号 1 番から 2 番までの 2 件につきまして、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。こちらは 4 月にあっせん委員を指名した案件で、買受者が見つかりましたので、農地移動適正化あっせん事業の土地売買の手続きに入るものです。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 9 ページ、議案第 35 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について

(利用権)、整理番号 1 番から議案集 10 ページ、整理番号 9 番を議題とします。この 9 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明いたします。こちらも農業委員会で申請を受け付けました作成要請、利用権分の整理番号 1 番から 9 番までの 9 件につきまして、対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は合計で 20,949 平方メートルです。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 11 ページ、議案第 36 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について（利用権）（集積計画の一括方式）、整理番号 1 番から議案集 13 ページの整理番号 9 番までを議題とします。この 9 件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明いたします。決定の議案につきましては、市が農地中間管理機構の依頼などで農用地利用集積計画を定めようとするにあたり、農業委員会に対して意見を聞かれているものとなります。今回は利用権分のみです。整理番号 1 番から 9 番までの 9 件につきまして、これはすべて集積計画一括方式となっております。これは農地中間管理機構を介して利用権を

設定するもので、出し手と受け手のマッチングが予め整っているものについては、県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができるというものです。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は合計で67,154平方メートルとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして、議案第32号8件、議案第33号2件、議案第34号14件、議案第35号11件、議案第36号9件、計5議案44件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間にわたっての慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

